

景観配慮協議結果通知書

鎌都景第 348-1 号
令和元年 6 月 20 日

徳増 明彦 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 31-3 号
土地利用類型 の 名 称	住商複合地、産業複合地
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市笛田一丁目162番1 ほか6筆
行為の 種類	建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特定地区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協議事項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低中層の地域型の商業施設と住宅が混在している。 ・一部車対応型の商業施設の立地が見られるとともに、土地利用転換による中層の共同住宅の立地が目立っている。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接道部は生垣が配置され、外周部に緑化がなされている。 ・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。 ・通りから眺望できる位置に駐車場が配置されるが、緑化により修景される。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備考	